

概要版

第四次館林市障がい者計画

(令和4年度～令和8年度)



令和4年3月

館 林 市

○計画の位置づけ

障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」であり、障がい者施策を総合的にかつ計画的に定めるものです。

○計画の期間

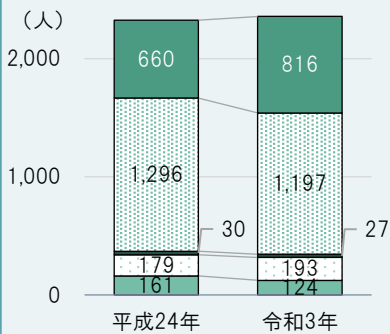
令和 4 年度を初年度とし令和 8 年度までの 5 か年の計画とします。ただし計画期間中に、社会情勢や財政状況、法律面などに大きな変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

(参考) 館林市の障がいのある方の動向

10 年前の平成 24 年と比べて、身体障害者手帳交付者数は 31 人、1.3%の増、療育手帳交付者数は 207 人、46.4%の増、精神障害者保健福祉手帳交付者数は 256 人、72.9%の増となっています。

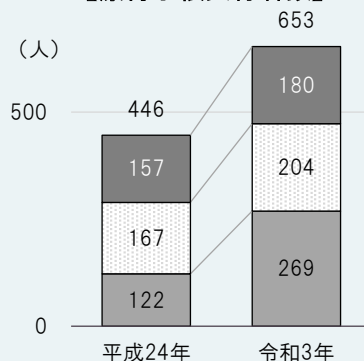
高齢化の進展や、障がいに対する認識の広がりなどを背景として、障がいのある方の数は今後も増加することが推測されます。障がいがあっても安心して暮らすことができるまちづくりを進めていく必要があります。

【身体障害者手帳交付者数】



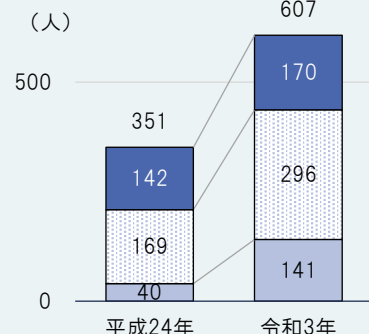
- 内部障がい
- 肢体不自由
- 音声・言語・そしゃく機能障がい
- 聴覚・平衡機能障がい
- 視覚障がい

【療育手帳交付者数】



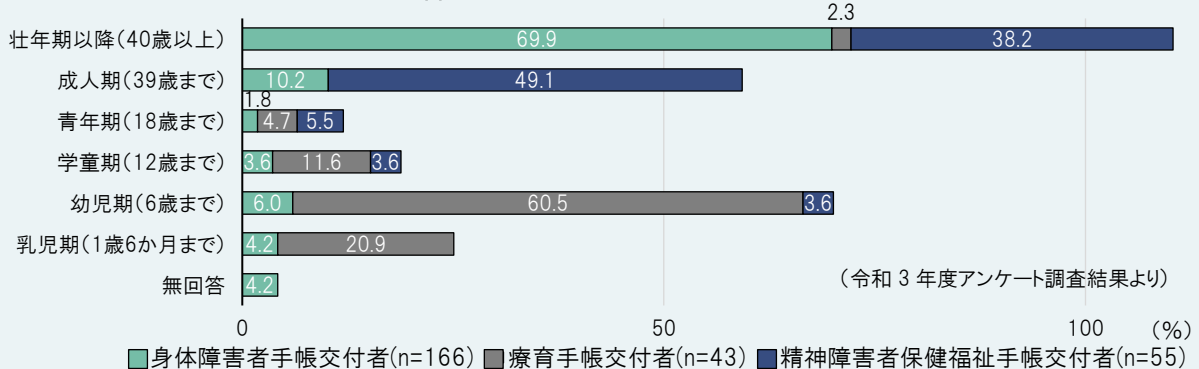
- 重度(A重・A1・A2・A3)
- 中度(B中・B1)
- 軽度(B軽・B2)

【精神障害者保健福祉手帳交付者数】



- 3級
- 2級
- 1級

【障がいがあることがわかった時期】



ともに学び ともに働きながら 自分らしく暮らせるまちの実現

～市民とともにつくる共生社会～

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である「共生社会」を目指します。

基本目標 1 理解の促進、差別の解消、権利擁護の推進

障がいや障がいのある方について市民の理解を深め、障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を徹底し、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

障がいのある方の保護とその家族への支援のため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進に努めます。また、障がいのある方に対する虐待の未然防止、早期対応に向け、地域の見守りによる体制づくりを進めます。

基本施策	施策内容
(1)障がいに対する理解の促進	①障がいのある方に関する正しい理解の普及・促進
	②相互理解と交流のための啓発・広報活動の充実
	③福祉教育(体験学習)の充実・促進
(2)差別の解消	①障がいを理由とする差別の解消の推進
	②制度や慣行等における社会的障壁の除去の促進
(3)権利擁護・虐待防止	①権利擁護等の周知・活用
	②成年後見制度利用支援の推進・市民後見人の育成
	③障がい者の虐待の防止・養護者に対する支援体制の充実
(4)ボランティア活動の促進	①ボランティア・NPO 活動の推進とネットワーク化
	②ボランティア団体との情報交換
	③ボランティア情報の集約と提供体制の整備・促進

基本目標 2 自立した生活支援の推進

福祉サービス提供事業者と連携し、障がいのある方が必要な介護を受けながら生活できる場の整備や、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、身体機能及び生活能力を維持・向上するための訓練の実施や環境整備に努めます。

福祉関係機関の福祉関係者や医療機関等との連携を強化し相談対応能力の向上を図るとともに、障がいのある方の相談に総合的に対応できる場の整備を図ります。

地域生活への移行を希望する方に対し、住居や就労、福祉サービスに関する情報提供を推進するとともに、自立のための専門的な相談や宿泊体験、緊急時の受入等を行う地域生活支援拠点の整備と活用を図ります。

基本施策	施策内容
(1)サービス提供体制の充実	①日常生活支援体制の整備
	②日中活動系サービス(生活介護等)の提供体制の充実
	③居住系サービス(共同生活援助)の提供体制の充実
	④身体機能・生活能力訓練の継続と連携体制の充実
	⑤放課後児童健全育成事業(学童クラブ)における障がいのある児童の受入促進
	⑥障がい児支援提供体制の充実
	⑦福祉サービスを支える人材の育成・確保
(2)相談体制の充実	①総合相談窓口(市役所)の機能強化
	②地域自立支援協議会の充実
	③相談支援事業の充実及び相談支援体制の整備
	④関係機関及び専門機関とのネットワーク化
(3)住み慣れた地域での生活の確保	①地域生活への移行の促進
	②障がい者総合支援センターによる地域づくりの推進
	③地域生活支援拠点の整備・活用の推進
	④住み慣れた地域で暮らしていくための各施策の推進
	⑤精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム等の構築
	⑥家族や介助者のケアの促進

基本目標 3 保健・医療体制の充実

生涯にわたる疾病・障がいの予防と健康増進のため、健康診査や健康相談・保健指導体制の充実を図り、ライフステージに応じた健康づくりの活動や、母子保健対策・成人保健対策・生活習慣病予防対策等の推進に努めます。

障がいのある方が、相談、診断、治療、訓練、更に指導まで、一貫したサービスを受けることができるように、保健福祉事務所、医師会及び医療機関とのより一層の連携強化に努めます。

また、障がいのある方の自立支援のためのリハビリテーションの利用促進と、疾病の重症化予防や適切な医療サービスを受けるための「かかりつけ医・歯科医」の普及に努めます。

基本施策	施策内容
(1)保健サービスの充実	①発生予防対策の充実
	②保健サービス提供体制の整備
	③健康に関する相談体制の充実
	④生涯を通して一貫した保健サービスが受けられる体制の整備
(2)医療サービスの充実	①医療支援体制の充実
	②福祉医療の充実
	③救急医療体制の整備
	④リハビリテーションの支援
	⑤かかりつけ医・歯科医の普及

基本目標4 療育・教育の充実

障がいを早期に発見し、障がいのある子どもを育てる保護者の不安を少しでも取り除くための、療育・教育における支援体制づくりに努めるとともに、保健福祉関係機関の連携調整や就学相談などを通して、適切な進路指導に努めます。

保健、福祉、医療と教育が連携をして、それぞれのライフステージにおいて社会自立や就労につながるための力を育てていきます。

基本施策	施策内容
(1)療育・教育の推進	①乳幼児の疾病の早期発見・相談の充実
	②障がい児保育の充実
	③障がいのある子どもへの療育・支援の充実
	④発達障がいのある方に対する支援体制の充実
	⑤幼稚園、学校等教育施設・設備の改善
(2)インクルーシブ教育の推進	①適切な就学相談・指導の充実
	②障がい状況に応じた適切な進路指導の充実
	③特別支援教育介助員の充実

基本目標5 文化芸術活動・スポーツ等の振興

障がいのある方の生活をより豊かにするために、スポーツ・レクリエーション及び文化活動への参加を支援します。

また、それぞれの障がいの特性や体力及び年齢に応じて適切に指導できる、スポーツの指導員の育成を図ります。

基本施策	施策内容
(1)スポーツ・文化活動の促進	①各種スポーツ・文化活動への参加促進
	②障がい者のスポーツ普及のための指導員の育成
	③スポーツ施設のバリアフリー化の推進
	④障がい者団体等によるその他余暇活動への支援

基本目標 6 雇用・就業、経済的自立の支援

一般就労に向けては、必要な知識や能力の向上のための機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じてその知識及び能力の向上のために必要な訓練の場の確保に努めます。

また、福祉的就労の場の確保、整備に努めるとともに、一般就労への移行に向けた就労移行支援を推進し、個々の障がいのある方の適性に合った職場への就労・定着を支援します。

障がいのある人が質の高い自立した生活ができるように、雇用・就業の促進に関する施策とあわせて、年金や諸手当等の支給により、経済的自立の支援をしていく必要があり、制度内容等について周知に努めます。

基本施策	施策内容
(1)一般就労支援の充実	①職業相談の充実
	②就業機会の拡大と雇用の促進
	③職業訓練の充実
	④ジョブコーチ等就労支援事業の周知
(2)一般就労が困難な障がい者への就労支援	①福祉的就労の場の確保
	②職親制度(事業)の充実と促進
	③一般就労への移行・定着の支援の充実
	④障がい者就労施設からの物品等の調達の推進
(3) 経済的自立の支援	①年金・手当制度の周知徹底

基本目標 7 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

障がいのある方を対象とした多種多様な福祉サービスや、生活に必要な支援情報を体系的に整備し、障がいのある方が地域社会において自立した生活を営むのに必要な情報を迅速に分かりやすく提供できるよう、本市の広報紙やホームページ、市役所窓口でのパンフレットの配布など、各種媒体の活用を進めるとともに、障がいの種類に応じた情報提供の方法を検討します。

また、館林市手話施策推進方針に基づき、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

基本施策	施策内容
(1)情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	①手話通訳者設置・派遣等、意志疎通支援事業の充実
	②職員のコミュニケーション能力養成
	③手話窓口の拡充
	④利用者に分かりやすい福祉サービス情報の提供
	⑤目・耳に障がいのある方への情報提供
	⑥行政情報のアクセシビリティの向上

基本目標 8 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備

地震等の災害時に障がいのある方の安全が確保できるよう、避難場所等に関し、障がいの種類や障がいのある方に配慮した情報提供を行うとともに、障がいのある方が利用できる福祉避難所の整備と充実に努めます。また、避難行動要支援者名簿を整備し、消防、警察、地域の自主防災組織などと情報を共有することで、災害発生時の障がいのある方の円滑な避難の支援に努めます。

また、判断能力が十分でない方が消費者被害にあわないよう、消費生活に関する相談活動や情報提供の充実に努めます。

基本施策	施策内容
(1)防災・防犯対策の推進	①障がいのある方が理解しやすい災害時の情報提供
	②障がいのある方に配慮した地域の避難誘導体制等の整備
	③避難場所における障がいのある方への対応の促進
	④福祉避難所の整備・充実
	⑤悪質商法についての情報提供
	⑥障がいのある方の緊急時における通報体制の充実
(2)交通・移動手段の充実	①移動手段の確保、利用拡大
	②移動支援(ガイドヘルプサービス)の充実
	③思いやり駐車場利用証の利用促進
	④道路交通環境の整備(バリアフリー)の促進
(3)公共施設等のバリアフリー化及び配置の集約化	①安全で快適な歩行空間の確保
	②施設のバリアフリー化及び配置の集約化の推進
	③公営住宅のバリアフリー化の推進



計画の推進

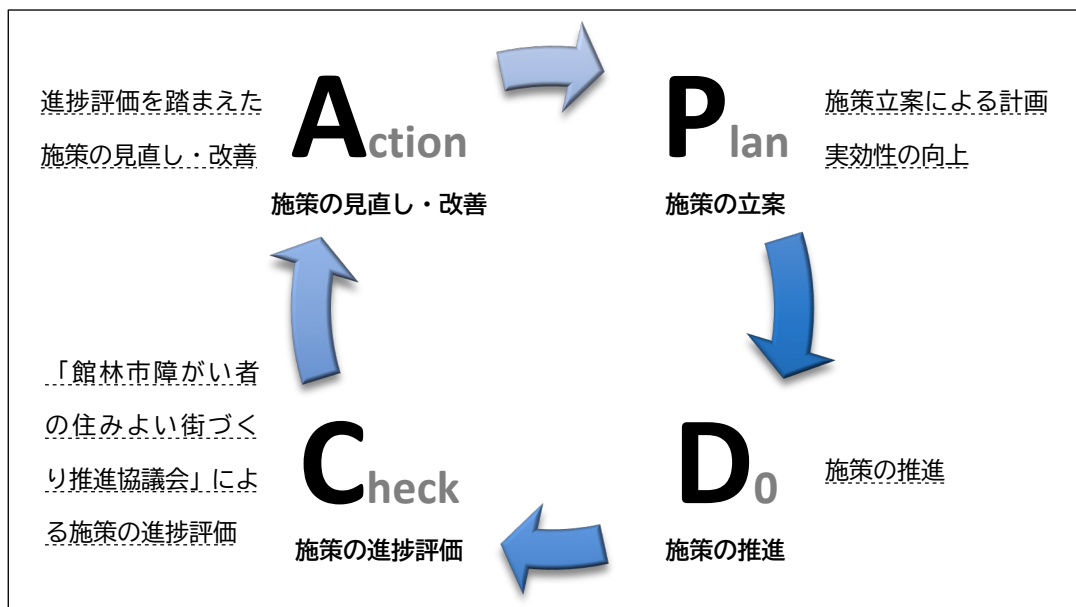
本計画の基本理念である「ともに学び ともに働きながら 自分らしく暮らせるまちの実現」を具体化していくために、次の3点が計画推進のための原則となります。

① 全員参加	本計画では、障がいのある方、市民、事業者、ボランティア・NPO、関係機関及び本市のすべてが当事者として協働し、施策の実効性を高めます。
② 全庁的な施策推進	庁内の各課が緊密な連携を図り、一体となって障がい者施策を総合的に推進します。
③ 計画の周知・啓発の徹底	本計画が目指す目標や方向性をすべての当事者が理解・共有できるように、本市の広報紙やホームページをはじめとする媒体を用い、計画の周知を図ります。

計画の進行管理及び点検・評価

本計画の進行管理については、下図に示すPDCAサイクルを用います。

施策推進の結果は、毎年、本市が取りまとめを行い、障がい者団体の代表者や有識者等で構成される「館林市障がい者の住みよい街づくり推進協議会」において「C」（進捗評価）を行い、「A」（見直し・改善）につなげていきます。



第四次館林市障がい者計画（概要版）

令和4年3月発行 編集・発行：館林市保健福祉部社会福祉課
 〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号
 TEL：0276（47）5128（直通） FAX：0276（72）4210
 ※計画の詳細を知りたい場合は、「第四次館林市障がい者計画」本編をご覧ください。
 URL：https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/